

第5 防災規制

問1 (削除)

問2 令第4条の3第1項に定める防災防火対象物において使用される「のれん等」は、防災規制の対象となるか。

答 お見込みのとおり。

ただし、火災予防上支障のないもの（下げ丈おおむね1m未満で、かつ、面積2㎡以下）にあつては、この限りでない。

問3 市販されている合板には、普通合板の他に表面にオーバーレイ、プリント、塗装等を施した化粧合板のような日本農林規格（JAS）に規定されている特殊合板等があるが、これらの特殊合板を展示場、舞台等で使用する場合、令第4条の3に規定する展示用の合板及び舞台等において使用する大道具の合板に該当するか。

答 お見込みのとおり。（平成7年2月21日付け消防予第26号）

問4 高層建築物、地下街、防災防火対象物等に設置されている昇降機（エレベーター）の床面及び壁面に内面保護等の目的で敷物等を使用する場合、防災性能を有するものを使用しなければならないか。

答 お見込みのとおり。ただし、敷物の大きさが、おおむね2㎡以下のもの、又は合成樹脂製床シートで床に接着されたものについては、この限りでない。

（平成7年2月21日付け消防予第26号）